

国民健康保険の税率を改正します

4月1日から国民健康保険税の資産割廃止に伴い保険税率を改正します。保険税率については、県が市町村標準保険料率を算定し、市町村はそれを参考に設定します。県の示した国民健康保険事業費納付金を負担するためには、県の示す標準保険料率にする必要があります。

改正後の保険税率は下表1のとおりです。この改正により、固定資産税額が多い世帯は国保税が減少し、所得が多い世帯は増加が見込まれます。世帯主と国保加入者の所得一定の基準額以下の人は、下表2のとおり、国保

税の均等割・平等割が軽減されます。また、ホームページでは保険税の試算ができますので参考にしてください。

国民健康保険は、加入者が安心して医療給付を受けることのできる大切な制度です。保険税率の改正にご理解をお願いします。

国保税資産割廃止による税率改正の説明会

日時 2月1日(木)午後7時
会場 市役所本庁舎
問い合わせ ▷国保の制度＝保険年金課(☎④2822)▷国保税の計算＝税務課(☎④2231)▷国保税の納付＝納税相談課(☎④2831)

表1 令和6年度からの国保税率

		医療給付費分 (加入者全員)		後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40～64歳)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	前年の所得に応じて	5.00%	7.25%	2.20%	2.91%	2.20%	2.44%
資産割	固定資産税額に応じて	24.20%	廃止	10.80%	廃止	14.10%	廃止
均等割	被保険者1人当たり	2万3,400円	3万700円	1万200円	1万1,900円	1万2,200円	1万2,600円
平等割	1世帯当たり	1万8,000円	2万1,300円	7,900円	8,300円	6,400円	6,400円

表2 均等割・平等割の軽減

軽減判定所得 (世帯主と世帯に属する国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者(※1)の前年中の総所得金額などの合計額)	軽減割合	軽減後の金額			
		区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
43万円+10万円×(給与所得者など(※2)の数-1)以下	7割	均等割	9,210円	3,570円	3,780円
		平等割	6,390円	2,490円	1,920円
43万円+29万円×国保被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下	5割	均等割	1万5,350円	5,950円	6,300円
		平等割	1万650円	4,150円	3,200円
43万円+53.5万円×国保被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下	2割	均等割	2万4,560円	9,520円	1万80円
		平等割	1万7,040円	6,640円	5,120円

※1 特定同一世帯所属者＝後期高齢者医療制度への移行により、国保から脱退した人のうち、同じ世帯に国保の被保険者がいる人

※2 給与所得者など＝一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人

健康マイレージ日



健康マイレージ事業のうち、次の3つを実施します。

日時 2月5日(月)午前10時～11時30分

会場 保健センター

内容・対象 ①健康マイレージポイントを1ポイント付与②「G・WALK+」で1月中旬に24万歩達成した人③ゴミ袋セットと交換④健康マイレージポイントを5ポイント貯めた人⑤マイレージポイントのさかのぼり付与⑥健康づくり課が担当する対象の検診を受けた時にマイレージポイントが付与されなかった人が持つてくる物 ▼健康マイレージポイントカード▽1カ月24万歩達成したことが分かるスマートフォン(①のみ)▽マイレージポイント付与の対象となる検診の検診結果(③のみ)

その他 ▼②は年度内で1人1回のみとなります▽③において、さかのぼり付与ができるのは、年度内に受けた検診のみとなります
問い合わせ 健康づくり課(☎④2808)

空き家相談会



日時 2月19日(月)午後2時～5時
会場 市役所本庁舎
相談時間 30分
専門相談員 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会
対象 市内にある空き家の所有者や管理者
定員 6組(先着順)
参加料 無料
申し込み・問い合わせ 1月

18日(木)～2月8日(木)に電話で建築課(☎④2326)へ



藤岡市民商品券取扱店換金期限
 藤岡市民商品券の取扱店は、使用された商品券を2月9日(金)までに換金してください。期限を過ぎた商品券は、換金できませんので注意してください。
問い合わせ 商工観光課(☎④2318)

マイナンバーカード申請支援

2月1日(木)～29日(木)までの期間、申請希望者の自宅へ市職員が訪問し、マイナンバーカードの申請を支援します。
対象 市内在住で初めてマイナンバーカードを申請する人
申し込み・問い合わせ 希望日の3日前までに市民課(☎④2256)へ

自動車を公売します

市税の滞納処分として差し押さえた自動車を公売します。

公売物件 軽自動車(ダイハツタント)・普通自動車(トヨタヴェルファイア)

申込期間 1月30日(火)午後11時まで(申し込みをしないと入札できません)

入札期間 2月6日(火)午後1時～8日(木)午後11時

物件詳細 市ホームページ(右記2次元コード)またはKSI官公庁オークションのウェブサイトを確認できます

申し込み KSI官公庁オークションのシステムから参加してください。詳細はKSI官公庁オークションのウェブサイトを確認してください

その他 ▷公売は直前で中止する場合があります
 ▷ダイハツ工業株式会社の認証申請における不正行為の件については、市では一切の責任を負いませんので確認の上、入札者の判断のもと入札してください。なお、公売車両が不正行為の対象車であるかは不明です

問い合わせ 納税相談課(☎④2831)



国の教育ローン

返済期間 18年以内
問い合わせ 教育ローンコールセンター(☎0570・08656(ナビダイヤル)・☎03・5321・8656)・商工観光課(☎④2318)
 (令和5年10月10日現在)